

彦根市シティプロモーション戦略策定委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、彦根市シティプロモーション戦略策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、本市の魅力発信のあり方等について調査研究し、市民に共感され、官民一体となって取り組むことのできる方針などを定めた「彦根市シティプロモーション戦略」を策定することを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市のシティプロモーションに関する調査研究および戦略策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組 織 等)

第4条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業界を代表する者
- (3) 市民活動団体を代表する者
- (4) 社会福祉団体を代表する者
- (5) 市長が適当と認める者

3 第1項の規定に関わらず、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名によって定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、会議において必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキング会議)

第9条 委員長は、第2条の目的を達成するため、ワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議の設置、運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、彦根市市長直轄組織シティプロモーション推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。